

工 事 名 : 北部幹線配水管布設替(第4工区)工事

質問	回答
<p>施工箇所及び近隣住宅地の町内会長及び関係各所(バス・用水)管理者には、工事の説明、案内はお済でしょうか？</p>	<p>本工事については、別に発注している北部幹線配水管布設替(第1工区から第3工区)工事の案内に合わせて、地元自治振興会長、町内会長には事前説明を終えております。地元町内会に対しては本工事の受注者決定後に町内会長を通じて工事案内文書を回覧することとしております。また、工事箇所沿線の住宅・法人に対しても個別訪問による説明を順次行っており、受注者決定までには終わる見込みです。 なお、バス事業者との事前協議は完了しており、受注者の施工計画立案後に再度協議を行うこととしております。</p>
<p>割付詳細図に明記されたDIP K形栓 φ800及びDIP K形 継ぎ輪 φ800共に水道局 支給 とありますが、先に発注された第1工区、第2工区及び第3工区にも支給(合計4組)となっていますが在庫は十分にお持ちでしょうか。また、支給品について設計書に記載がないので線、継ぎ輪、ボルト・パッキン及び特殊押輪の全てが支給と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>設計図書に明記している DIP K形栓 φ800及び DIP K形 継ぎ輪 φ800については発注者から支給しますが、設計図書に記載していない材料は受注者が手配してください。 なお、発注者からの支給品について在庫状況に変化があり支給できない場合は受注者と協議します。</p>
<p>発生土等の処理場が記載されていますが、変更は可能でしょうか？また、現場から処分場へ直接運搬する設計ですが、ウエルポイントを全線に施工する現場の発生土の含水比は受け入れ可能な物なのでしょうか。拒否された場合、現場から仮置き場、積込み、仮置き場から処分場の費用が別途かかりますが、変更対象でしょうか。</p>	<p>発生土の搬出先の変更は可能ですが、富山県土木工事標準積算基準に基づき現場から一番安価な場所を選定して積算していることから、受注者の都合による搬出先の変更は設計変更の対象としません。 また、ウエルポイント工法を併用した掘削であることから、発生土の含水比が低く、処分場への直接搬入が可能であると想定しておりますが、設計条件と現場に相違がある場合は受注者と協議します。</p>
<p>工事条件明示書 1 工事関係 に 通水試験工 第3工区と連絡完了後に行うことができる。とありますが第3工区は両端を継ぎ輪+栓(各支給品)で閉塞し通水試験を行う設計となっています。その場合、第3工区の工事完了後に第4工区の通水試験となりますが継ぎ輪の撤去費について計上がありませんが変更対象でしょうか。</p>	<p>継ぎ輪及び栓については第3工区通水試験後、第3工区の受注者が撤去する計画としております。設計条件と現場に相違が生じた場合は受注者と協議します。</p>
<p>第4工区と先に発注された第1工区、第2工区及び第3工区の通水試験工についてですが、給水車不要となっています。通水試験を行う為に既設管に連絡するのでしょうか。また、既設管に連絡し洗管する水を流し排水する資材等の計上がありませんがどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>通水試験で使用する水は既設配水管支管から供給することとしていることから給水車は不要です。 なお、通水試験に必要な仮設器具については、器具損料として設計計上しております。</p>

<p>第3工区と第4工区の連絡箇所について第3工区は土被りH=2.1、第4工区は土被りH=1.8になっていますがどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>第3工区工事における試掘調査を踏まえて、第3工区工事と本工事との連絡箇所の土被りをH=1.8mとしております。</p>
<p>断面図にウエルポイントのヘッダー管が露出となっていますが交差点、出入口等埋設にした場合、変更対象となりますか。</p>	<p>設計条件と現場に相違があり、ウエルポイントのヘッダー管を埋設する必要がある場合は受注者と協議します。</p>